

小田原市図書館条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

現在、図書館資料等の貸出しの手続を行う際には、貸出券（利用者カード）の提示を必要としていますが、図書館を利用される方の個々の希望に応じて、マイナンバーカードでも図書館資料等の貸出しの手続を行うことができるようにすることに伴い、小田原市図書館条例施行規則の一部を改正するものです。

2 改正の内容

貸出券（利用者カード）に加えて、マイナンバーカードを提示することでも図書館資料等の貸出しの手続を行うことができるよう規定を整備することとします。

3 施行年月日（予定）

令和6年2月1日